

12-36

総学庶第504号
昭和60年6月11日

日本学術會議會長
塚田裕三

婦人研究者の地位の改善に資するための総合的
調査機関の設置について（要望）

標記について、日本学術會議第97回総会の議決に基づき、
下記のとおり要望します。

記

婦人研究者の地位の改善に資するため、大学・研究機関における採用・昇進等の状況と問題点並びに長期的展望に立った今後の見通しについて調査し、その結果を公開する機能をもつ総合的調査機関を政府に設置されるよう要望する。

（別添 要望に対する説明）

本信送付先

内閣総理大臣

本信写送付先

法務大臣
外務大臣
大藏大臣
文部大臣
厚生大臣
農林大臣
通商産業大臣
運輸大臣
郵政大臣
労働大臣
建設大臣
自治大臣
内閣官房長官
総務庁長官
北海道開発庁長官
防衛庁長官
経済企画庁長官
科学技術庁長官
環境庁長官
警察庁長官
人事院総裁
国立国会図書館長
日本学士院院長

日本学術振興会会长
日本私学振興財団理事長
国立大学协会会长
公立大学协会会长
日本私立大学連盟会长
日本私立大学协会会长
私立大学懇話会会长
国立短期大学协会会长
全国公立短期大学协会会长
日本私立短期大学协会会长
国立高等専門学校协会会长

説 明

本会議が科学者の地位委員会に婦人研究者問題小委員会を設置し、討議を始めたのは昭和50年、国際婦人年の年であった。本会議として、婦人研究者問題に何らかの貢献をしたいとする積極的な意図により始められた小委員会の討議は、2回のシンポジウム開催を経て第72回総会（昭和52年）の「婦人研究者の地位の改善について（要望）」にまとめられた。

この「要望」は、「差し当たり、政府が実現を図るよう要望する」事項として「国として婦人研究者に関する実態調査を実施すること」と並んで、

- (1) 婦人研究者の数的増大と能力発揮のための条件整備
- (2) 採用、昇進における男女の機会均等の保障
- (3) 婦人研究者の母性保護のための措置

を「国の政策として推進すること」を求めたものであった。

これを受けついで、昭和56年には、科学者の地位委員会に婦人研究者の地位分科会を設置し、「要望」の具体化を図る方途について検討を重ねてきた。

その第一歩として、「国として婦人研究者の実態調査を実施すること」を要望した趣旨を実現するため、同分科会の委員を中心として「婦人研究者のライフサイクルの調査研究」をテーマとする研究班を構成し、昭和57～59年度の3年間、文部省科学研究費補助金の交付を受けて調査研究を行い、その成果は5冊の報告書にまとめられた（更に全米研究会議National Research Councilによる調査報告書を参考資料として訳出した）。

この人文・社会・自然科学の全分野をカバーする初めての全国的規模の実態調査により、婦人研究者の地位改善のための多くの問題点が明らかにされた。

戦後の教育改革によって婦人が高等教育を受ける機会が保障され、そのライフサイクルに変化を生じ、全体的にみれば婦人の社会的地位は向上してきた。しかし調査結果によれば、婦人研究者は男性研究者と比べ、同等の学歴、業績、能力をもつにもか

かかわらず、大学等における職業上の地位は一般的に低く、また、研究者を志して大学院課程を修了した婦人に対して、大学・研究機関の受け入れ状況は男性に比べて一層厳しい。このような実態から、前記の「要望」以来8年を経過したこんにちにおいても、婦人研究者の地位の改善は依然として立ち後れていると言わざるを得ない。

このことは、昨年秋（昭和59年9月7日）本会議科学者の地位委員会が主催したシンポジウム「婦人研究者問題の現状と展望」においても、多くの参加者から指摘されたところである。

以上は、ごく短期間における限定された規模の調査と検討の結果であり、更に政府による長期的かつ広範囲で詳細な調査が実施されることの必要性が痛感された。

よって、今後に向かっての具体的な第一歩として、政府に総合的調査機関を設置することを要望する次第である。

すなわち、全国の大学・研究機関における婦人研究者の採用・待遇・昇進状況の実態とその背景となっている問題点並びに長期的展望に立った今後の見通しを全面的かつ恒常に把握し、その結果を公開する機能をもつ調査機関の設置を望むものである。また、調査の内容としては各大学・研究機関・学会の現時点での婦人研究者の各階層別の数、比率、雇用状況の推移、研究活動状況、それらの男性研究者との対比、更に今後の見通し、計画等をあげることができる。

科学研究への婦人の参加を促進するためには、婦人研究者の養成を積極的に行うとともに、大学・研究機関への採用、昇進時における機会均等が保障されることが不可欠である。近年、アメリカその他諸外国で公的機関による大規模な実態調査が行われ、それに基づいて婦人研究者の雇用を促進する立法的・行政的措置がとられ、男女間の格差是正に実効をあげている。しかるに我が国では、婦人研究者の養成、雇用、待遇等の実態調査が十分に行われておらず、この点で我が国の立ち後れは明白である。

婦人研究者の地位については、我が国の行政機関としては総理府、文部省、労働省等が扱って来ているが、このような婦人研究者の実態等を全面的かつ恒常に把握す

るためには、これら各省庁の枠を超えた総合的な調査機関を設けることが不可欠である。また、この調査機関の設置によって、我が国の婦人研究者の実態が全面的に把握され、問題の所在が明確になり、婦人研究者の地位改善についての計画的、建設的な施策のための資料を提供することが期待される。

なお、調査に当たっては、大学・研究機関の協力が不可欠であるから、調査項目の作成や調査結果の分析等を行う専門委員に大学・研究機関の科学者を加えるとともに、調査の実施に当たって大学の自治、研究の自由に対する干渉とならぬよう慎重な配慮が必要である。また、本会議の参画は、当然期待されるところである。

今年は、国際婦人年に続く「国連婦人の十年」（1976～1985年）の最終年に当たり、婦人に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約の批准及び男女雇用機会均等法の制定が国民注視の的となっている状況下にある。

学術研究の分野においても、以上のような施策を当面の出発点として、国家百年の計が長期的展望に立って推進され、男女の別なく、人類の頭脳が全面的に活用され、より多くの人材が科学研究の分野に貢献する新しい局面が切り開かれることを強く希望する。